

# 身体障がい者等に対する自動車税の減免制度

身体障がい者等に係る減免は、障がいの区分等一定の要件に該当する方が自動車を所有し、申請をされることにより適用されます。申請期限を過ぎると、減免が受けられませんのでご注意ください。

普通自動車と軽自動車のどちらか 1台に限り減免を受けることができます。

また、普通自動車と軽自動車で申請窓口が異なりますので、確認のうえ、申請してください。



## 軽自動車税種別割の減免申請

① 減免を受けることができる人 (4月1日現在、次のいずれかに該当する場合で一定の要件を満たされた方)

- 身体障がい者手帳の交付を受けている人
- 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 療育手帳 A、A1若しくはA2の交付を受けている人

② 減免の対象となる軽自動車

①に該当する本人又は同一生計者が軽自動車を所有し、一定の要件に該当する軽自動車

※ 減免の対象となる等級など詳しくは、窓口税務課までお問い合わせください。

※ 既に減免を受けている場合も、毎年度申請が必要となります。

(前年度に減免を受けている方については、4月上旬に軽自動車税種別割減免申請書を送付します。)

③ 申請場所

窓口税務課 税務係 ☎66-2404

④ 申請期間

4月15日～5月31日(土、日、祝日を除く。)

必要なもの

- ① 運転をする方の運転免許証
- ② 障がい者等であることを証する書面(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳など)
- ③ 当該軽自動車の車検証
- ④ 納税義務者(所有者)の個人番号確認書類(通知カード又は個人番号カード等)

## 普通自動車税種別割の減免申請

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者の方が所有する自動車(軽自動車を除く)の「令和4年度自動車税種別割の減免申請臨時窓口」を次のとおり開設しますので、ご利用ください。

期 日：3月2日(水)・8日(火)

時 間：午前9時30分～午後3時30分

場 所：2日(水)：可茂総合庁舎 1階 1-1会議室

8日(火)：可茂総合庁舎 1階 交通事故相談室(美濃加茂市古井町下古井2610-1)

※詳しくは、次の連絡先までお問い合わせください。

- 岐阜県中濃県税事務所 ☎0575-33-4011(代)内線 272, 273
- 岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781
- 岐阜県総務部税務課 ☎058-272-1111(代)内線 2197

自動車税の減免制度に関する問い合わせ先：窓口税務課 税務係 ☎66-2404